

R 2 バリアフリー法改正

国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加

R 3 共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究

多様な利用者に配慮したトイレ整備のあり方や適正な利用の推進に関する今後の取組方針について検討

R 3 建築設計標準改正

小規模店舗や、重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

(R 3 調査研究のとりまとめ)

共生社会におけるトイレの今後のあり方について

(1) 車椅子利用者用便房等の機能分散の推進に必要な考え方

- 乳幼児連れ用設備・オストメイト用設備を一般トイレ内に設置
- 施設全体での整備、公共的施設との連携 等



(2) 多様な利用者特性への対応

- 大型電動車椅子で利用できる広さ、大型ベッドの設置
- 異性介助等の視点を踏まえた男女共用トイレの設置 等

(3) 多様な利用者が必要とする設備・機能の有無・位置に関する情報提供の推進

- ウェブサイト等による事前情報の提供
- トイレの位置・設備等の情報提供 等

(4) 適正利用の推進に向けた広報啓発・教育等の充実

- 当該便房の対象の明確化、設置された設備等をピクトグラム等で明示
- 適正利用の広報啓発 等

今後のトイレのあり方に関する国の動きについて

R3 建築設計標準改正概要

車椅子使用者用便房の大きさの見直し

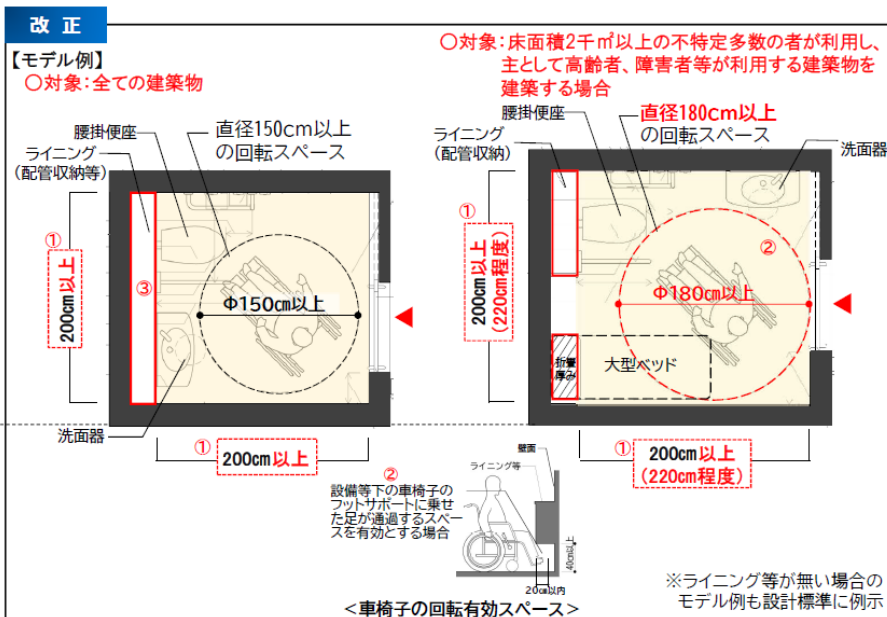
①：全ての建築物

配管収納スペースを除いた有効内法寸法 2m×2m以上を確保

②：①のうち床面積 2千㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

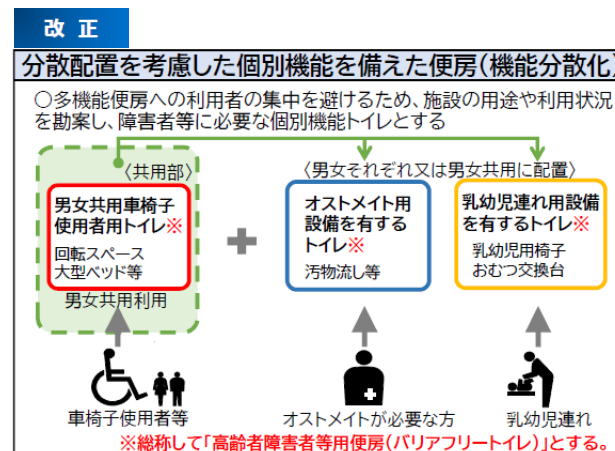
大型の電動車椅子使用者（座位変換型）等が回転できるよう、便房内の内接円の大きさは「直径180cm以上」設ける

（※改正前は直径150cm以上）



多機能便房の機能分散や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加

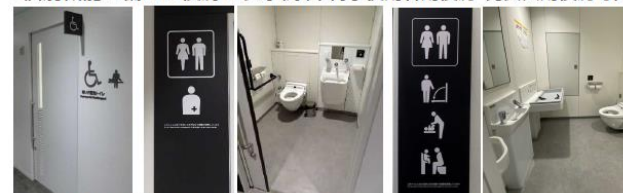
高齢者、障害者等が利用する各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）』と位置づけ、モデル例の見直しや設計例の追加を行い、設計の考え方を充実



高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）の表示は、「多機能」等誰でも使用できるような名称ではなく、ピクトグラム等のみで表示する、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行う。

【設計例】

●個別機能を備えた便房の表示例（車椅子使用者用便房・男女共用便房等）



・車椅子使用者用便房の表示と介助ベッドのピクトグラムの表示
・オストメイト用設備を有する便房
・乳幼児用設備を有する便房